

安八町告示第154号

安八町職員措置請求に係る監査結果について

令和元年10月30日付で提出された住民監査請求書〔安八町職員措置請求書（以下「請求書」という。）〕について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項に基づき、監査した結果を下記のとおり公表する。

令和元年12月5日

安八町監査委員 清 伸二
安八町監査委員 碓井 昭夫



記

第1 監査の請求

1 請求人

[Redacted name and address]

2 請求書の受付

令和元年10月30日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、安八町長に対し、平成30年9月9日、氷取・城区敬老会の御祝5,000円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

(添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

1. 平成30年度 証拠書類貼付台紙
2. 令和元年8月22日付 安総第4282号 情報公開請求却下通知書
3. 令和元年8月22日付 安総第4283号 情報公開請求却下通知書
4. 令和元年8月22日付 安総第4284号 情報公開請求却下通知書
5. 伺い 支出命令の取り消しについて

(平成27年度 大垣土木事務所との懇親会費)

6. 伺い 支出命令の取り消しについて
(平成28年度 大垣土木事務所との懇親会費)
7. 伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料
(タクシー代) の戻入について (戻入金額175,250円)

第2 監査委員の交代

請求書受理時においては大平文雄氏が安八町監査委員の職を務めていたが、令和元年10月31日付けで同氏より辞職願が安八町長宛に提出され、安八町長は同日付けでこれを受理及び許可した。

このことから、安八町長は、令和元年11月1日付けで安八町議会臨時会において、地方自治法第196号第1項の規定に基づき、碓井昭夫氏を安八町監査委員に選任すべく同意を求め、その同意を得た。

これにより、同日、本件については大平文雄氏から碓井昭夫氏へ引き継がれた。

第3 請求の受理

監査の実施にあたり、本件請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、令和元年11月1日に清伸二監査委員並びに碓井昭夫監査委員の合議により、これを受理した。

第4 監査委員の判断 [法第242条の要件による判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本件請求で請求人は、平成30年9月9日、氷取・城区敬老会の御祝5,000円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを請求している。

このことから、本件請求は、財務会計行為を対象とした住民監査請求の要件を満たしていると判断し、監査を実施することとした。

第5 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、令和元年11月27日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、令和元年11月21日に欠席の連絡があったため陳述は実施しなかった。

また、同期日に新たな証拠の提出もなかった。

2 監査の実施

(1) 監査対象事項

法第242条の規定に基づき、本請求の趣旨のとおり公金の支出が違法若しくは不当であり、かつ、監査委員の判断がされた日において安八町に損害が現実発生していたのか否かについて、令和元年11月27日に監査を実施した。

(2) 監査対象課

監査対象課を総務課とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

第6 事実関係の確認

1 監査対象事項について

関係課(職員)からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

(1) 平成30年8月吉日付で、「氷取・城区敬老会(以下「敬老会」という。)開催の案内」が、氷取誠心会 会長(以下「会長」という。)から安八町長(以下「町長」という。)に送達された。

(2) 町長が敬老会に出席する目的は、敬老会の出席者ら(以下「出席者ら」という。)から町が第五次総合計画に掲げる「健康でいきいきと暮らせるまちづくり」に対する意見や要望等を直接聴取するため、又、氷取・城区を含む安八町内における社会福祉を充実させるためには、安八町老人クラブ連合会での活動にも積極的に参加している出席者らの理解と協力が必要不可欠であると考えていたことから、当面における地域福祉活動の課題等を説明することであった。

(3) 町長は、(2)の目的をもって敬老会に出席し、請求書中、事実証明書①にて示されているとおり、会費として5,000円を支払った。

(4) 町長は、敬老会の機会を利用して(2)の目的を達成した。

第7 判断に当たっての関係法令等について

1 行政実例

交際費の一般的意義及び具体的意義について、一般的には、対外的に活動する地方公共団体の長その他の執行機関が、その行政執行に必要な外部との交際上要する経費で、交際費の予算科目から支出される経費である。

(昭和28年7月1日自行行発第200号千葉県総務部長あて行政課長回答)

2 町長交際費の支出基準

町長又は町長の代理として副町長若しくは職員が、町を代表して外部の個人又は団体との交際に要する経費の支払いをすることについて、交際費の種別、支出範囲その他支出基準が規定されている。

3 町長の権限及び職務について

町長は、地方公務員法第3条第3項第1号の規定による特別職であり、一般の職員とは違い、同法第4条第2項の規定により同法の適用を受けず、勤務時間や服務についての規定はない。

町長の権限及び職務については、法第147条で「普通地方公共団体の長は、当該地方公共団体を統括し、これを代表する。」、法第148条で「普通地方公共団体の長は、当該普通地方団体の事務を管理し及びこれを執行する。」と規定されており、その職務と権限は相当広範囲にわたるものである。

町長の行為が公務であるか否かについては、最高裁平成元年9月5日判決、最高裁平成18年12月1日判決から、以下の基準に従って判断すべきである。

- (1) 町長の行為が、特定の事務を遂行し対外的折衝を行う過程において具体的な目的をもってされるものであれば許される。
- (2) 上記(1)に該当しない場合であっても、①普通地方公共団体の住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を果たすため、相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、②社会通念上儀礼の範囲にとどまるに限り、当該当該地方公共団体の事務に含まれるものとして許容される。

第8 監査の結果

本件請求については、次のように決定した。

本件請求で請求人は、「町長は安八町を代表して本件に出席をしているはずであり、公費を使用する以上はこれらの書類を作成し、会の内容や結果を記録し、これらの情報を今後さまざまな施策に活用できる状態にしておかなければならないことは言うまでもない。月日が経ち、町長のこの会の内容の記憶が曖昧となってしまったら、本件の会が安八町にとって全くムダな支出となってしまう。また、復命された書類等が無ければ、そもそも、本件の会に出席したのかすら疑義を持たれるも

のである。そして、御祝を渡したことも証することができず疑義を持たれるものであるといわざるをえない。公費の支出に際して疑義を持たれるものであれば、「伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料(タクシー代)の戻入れについて」と同様に戻入れがされなければならないものである。」と主張している。

本件請求が町に損害を与えたか否かの判断に先立ち、町長が敬老会に出席することについて検討した。

地方公共団体の首長である町長の職務遂行は一般職とは違い、勤務時間に概念がなく、土日祝日又は昼夜を問わず公務が優先される。

また、その範囲は広範である。

上記、第6 事実関係の確認/1 監査対象事項について/(2)のとおり、町長は敬老会の機会を利用して、町が第五次総合計画に掲げる「健康でいきいきと暮らせるまちづくり」に対する意見や要望等を直接聴取し、また、当面における地域福祉活動の課題等を説明し、出席者らと意見交換等を行っている。

つまり、町長が敬老会に出席することは、行政の衝にあたる者として、出席者らと相互理解や懇親を深めるためにも有意義なものであり、かつ、将来にわたる出席者らを含む氷取誠心会の協力を確実なものにする効果が期待できる。

また、町長として、安八町の社会福祉の充実に重要な役割を果たしている出席者らに対し、敬意をもって接するべきものであり、出席者らと相互理解を図り、懇親の実を深め、今後の協力を期待する機会として敬老会に出席することも社会通念上の相当性が認められる。

これらの事情等を総合すると、町長が敬老会に出席したことは、町長として適切な行為であり、公務として評価すべきものと解するのが相当だと判断した。

以上のことから、敬老会の機会を利用して出席者らから町政への意見等を直接聴取すること、又、当面における地域福祉活動の課題等を説明することは、首長である町長の職務の範囲内であり、行政実例(昭和28年7月1日自行行発第200号千葉県総務部長あて行政課長回答)による交際費の解釈に沿って、町長交際費の支出基準に基づき、公務である総会の出席に付随して支出された本件請求は、町に損害を与えるものではないと判断した。

併せて、請求人は、請求書中、請求の理由の記載のとおり、「公費の支出に際して疑義を持たれるものであれば、「伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料(タクシー代)の戻入れについて」と同様に戻入れがされなければならないものである。」としているが、監査にて客観的事実と整合し、その信用性を覆す事情がない場合には、手控えや記憶を根拠として事実を認定することに差し支えないものと判断した。

よって、請求人の主張には理由がないと判断し、これを棄却する。

第9 監査委員の意見

なし。